

株式分割に関する基準日設定公告

平成 25 年 6 月 14 日

株主各位

大阪府岸和田市荒木町二丁目 18 番 15 号
株式会社フィスコ
代表取締役社長 狩野 仁志

当社は、平成 25 年 2 月 14 日開催の取締役会において、平成 25 年 7 月 1 日（月曜日）付をもって、当社普通株式 1 株を 100 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を平成 25 年 6 月 30 日（日曜日）と定めましたので公告いたします。

以上

お知らせおよびご注意

1. 株式分割の実施と同時に、平成 25 年 7 月 1 日（月曜日）付をもって、100 株を 1 単位とする単元株制度を採用いたします。これにより、平成 25 年 6 月 26 日（水曜日）付をもって、大阪証券取引所 JASDAQ 市場における売買単位は 1 株から 100 株に変更となります。

2. 平成 25 年 7 月 1 日（月曜日）付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。

3. (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。

(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 三菱 UFJ 信託銀行株式会社

連絡先 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号

三菱 UFJ 信託銀行株式会社証券代行部

電話 0120-232-711（通話料無料）